

# 占いコンテンツ占い師ガイドライン

一般社団法人日本占いコンテンツ協会

## 第1. 目的

本ガイドラインは、占いコンテンツ事業者、利用者及び占い師の三者にとって良質な環境を築くことで、占いコンテンツ事業の健全化、適正化、社会的地位の向上を図り、社会貢献につなげることを目的とする。

## 第2. 対象

本ガイドラインにおける、コンテンツ事業者とは、電話占い、メール占い、チャット占い、占いアプリ、占いポータルサイトその他デジタルコンテンツ、対面式占いの場所の提供、その他これらに類似するサービス（以下、「占いコンテンツ」という。）を提供している会社であり、本ガイドラインが対象とする占い師とは占いコンテンツにて占いサービスを提供する占い師である。

## 第3. 指針

### 1. 法令遵守等

占い師は、個人情報保護法等各種法令等を遵守し、口頭、文章等による利用者とのコミュニケーションにおけるマナー向上など、必要な資質を保つよう努めなければならない。

### 2. 占いサービスの提供

占い師は占いサービスの提供に際して以下の点に留意しなければならない。

- (1) 占いの内容、結果等について利用者が求める情報等が確定的に提供されるものと誤解されるものであってはならない。
- (2) 占いを利用しなければならないと誤解されるものであってはならない。
- (3) 利用者の生命、身体、財産等に不安を覚えさせるものであってはならない。
- (4) 上記各号の事態を招き得る行為、その他不適切又は過剰な広告、宣伝、勧誘をしてはならない。
- (5) 占いサービスで得た個人情報を第三者に開示、漏洩してはならない。
- (6) 以下の行為を行ってはならない。
  - ①通話の引き延ばし、多数回に渡るメールやチャットのやり取りなど不必要

かつ不相当な利用料の引き上げにつながる行為。

- ②利用者に対し不安を煽るなど、脅迫・詐欺・恐喝にあたる行為。
- ③利用者の人格、尊厳を傷つける、その他利用者を不快にさせる言動。
- ④不当に高額な物品の販売。
- ⑤新興宗教への勧誘。
- ⑥社会通念上不相当な内容の相談、鑑定。
- ⑦その他、利用者の弱みにつけこむ一切の行為

#### 第4．本協会での情報等の共有

本協会会員となった占い師は、本ガイドラインの目的が、占いコンテンツ事業者、利用者及び占い師の三者にとって良質な環境を築くことで、占いコンテンツ事業の健全化、適正化、社会的地位の向上を図り、社会貢献につなげるものであることを理解し、本ガイドラインに関連する有益な情報等を本協会にて共有するなど、目的達成に有益な活動に努めるものとする。

以上

2017年12月1日制定